

東電の賠償算定  
地裁が「不相当」

1億4500万円支払い命令

福島第1原発事故で福島県大熊町の工場が操業できなくなったとして、東証1部上場の農薬メーカー「アグロカネシヨウ」が東京電力に損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は31日までに、「東電が示した賠償額の算定方法は相当ではない」とする判断を示し、約1億4500万円の支払いを命じた。判決は30日付。

福島工場はアグロ社の主力で、配置された従業員は全社の約1割だったが、利益は全社の約4割を生み出していた。訴訟では操業停止で支払わずに済んだ人件費の算定方法が争点になった。

アグロ社は東電が配布した賠償請求の書式に指示通り金額を記入すると、実際の被害額より減ると訴えていた。